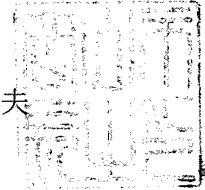


岡山市告示第 260 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 30 年 3 月 28 日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定する区域

岡山市中区江並字拾貳割 428 番 17, 428 番 36, 428 番 37, 428 番 38 の各一部
(別図のとおり)

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準
に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

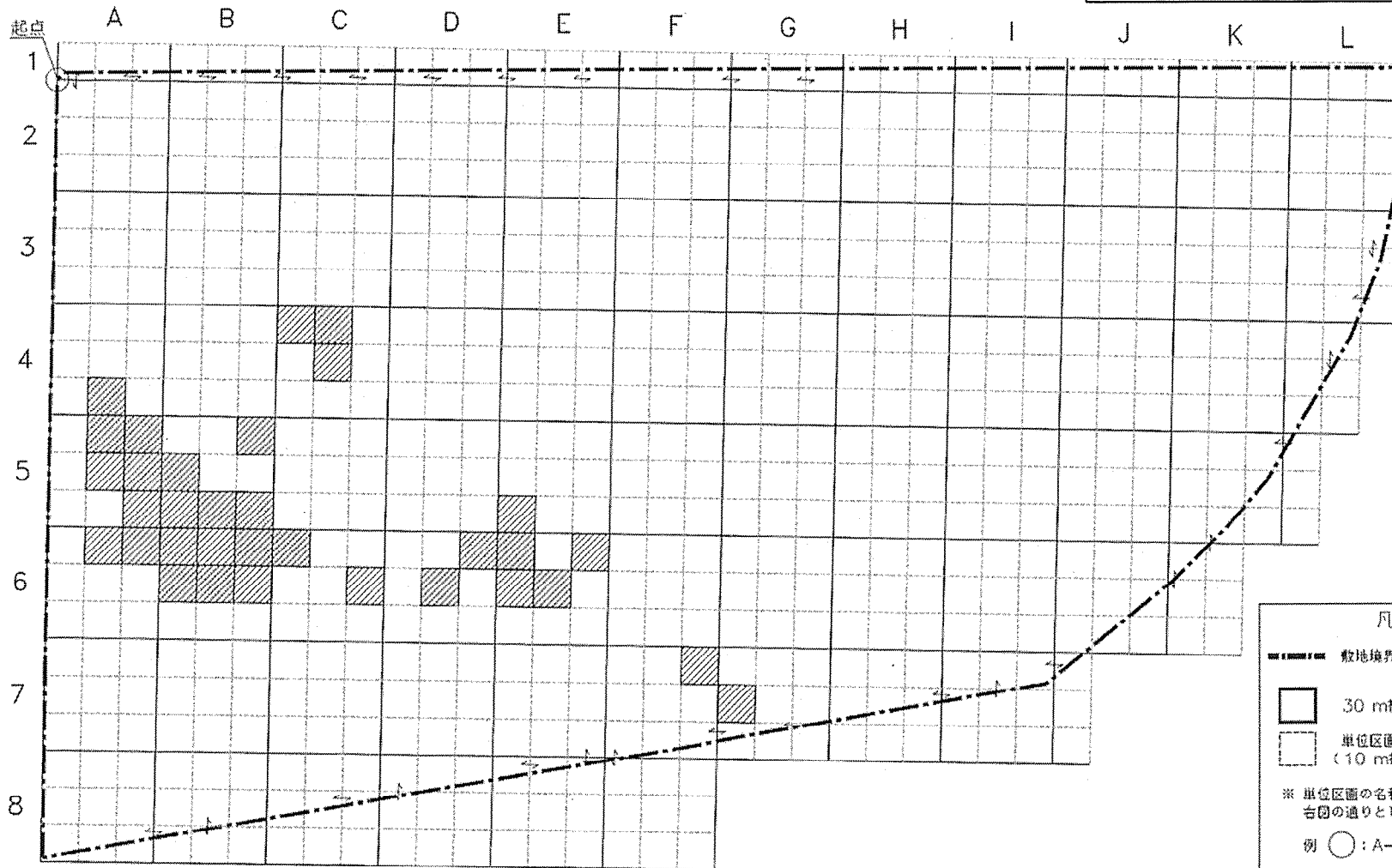
シス-1, 2-ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

ふっ素及びその化合物

【起点】

起点は岡山市中区江並字拾貳割428番17
の最北端とする。



凡 例

- 敷地境界線
- 30 m格子
- 単位区画 (10 m格子)
- ※ 単位区画の名称は右図の通りとします。1
- 例 ○ : A-1-5
- ← 統合した単位区画
- ▨ 土壌溶出量基準不適合

TN: 真北
○ 起点
格子間隔高さ: 62.50'

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

